

北茨城市避難情報発令基準(洪水)

段階	レベル	大北川	花園川	その他河川等（里根川、江戸上川、塩田川）
高齢者等避難	警戒レベル3	1 基準水位観測所（磯原）の水位が避難判断水位（警戒レベル3水位）（3.0m）に到達したと発表された場合 2 基準水位観測所（磯原）の水位が一定の水位（氾濫注意水位（警戒レベル2水位））（2.6m）を超えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ① 上記の上流の水位が急激に上昇している場合 ② 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「警戒（赤）〔警戒レベル3相当〕」が出現した場合 ③ 上記の上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 3 堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 4 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で市内河川に「警戒（赤）〔警戒レベル3相当〕」が表示された場合 5 浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）により、市域内に「警戒（赤）」が表示された場合 6 警戒レベル3「高齢者等避難」の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ※2については、河川の状況に応じて①～③のうち、適切な方法の一つ又は複数選択する。	1 基準水位観測所（豊田）の水位が避難判断水位（警戒レベル3水位）（2.6m）に到達したと発表された場合 2 基準水位観測所（豊田）の水位が一定の水位（氾濫注意水位（警戒レベル2水位））（2.0m）を超えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ① 上記の上流の水位が急激に上昇している場合 ② 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「警戒（赤）〔警戒レベル3相当〕」が出現した場合 ③ 上記の上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 3 堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 4 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で市内河川に「警戒（赤）〔警戒レベル3相当〕」が表示された場合 5 浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）により、市域内に「警戒（赤）」が表示された場合 6 警戒レベル3「高齢者等避難」の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ※2については、河川の状況に応じて①～③のうち、適切な方法の一つ又は複数選択する。	1 大北川・花園川に警戒レベル3「高齢者等避難」を発令するような状況をその他河川等において確認した場合 ① その他河川で水位が急激に上昇している場合 ② その他河川の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「警戒（赤）〔警戒レベル3相当〕」が出現した場合 ③ その他河川の上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 2 堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 3 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で市内河川に「警戒（赤）〔警戒レベル3相当〕」が表示された場合 4 浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）により、市域内に「警戒（赤）」が表示された場合 5 警戒レベル3「高齢者等避難」の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）
		1 基準水位観測所（磯原）の水位が氾濫危険水位（警戒レベル4水位）（3.5m）に到達したと発表された場合 2 基準水位観測所（磯原）の水位が避難判断水位（警戒レベル3水位）（3.0m）を超えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ① 上記の上流の水位が急激に上昇している場合 ② 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「危険（紫）〔警戒レベル4相当〕」が出現した場合 ③ 上記の上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 3 堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 4 水沼ダム、小山ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始予定の通知があった場合 5 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で、市内河川に「危険（紫）〔警戒レベル4相当〕」が表示された場合 6 浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）で、市域内に「危険（紫）」が表示された場合 7 警戒レベル4「避難指示」の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 8 警戒レベル4「避難指示」の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） ※夜間・未明であっても、1～6に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4「避難指示」を発令する。 ※2については、河川の状況に応じて①～③のうちから、適切な方法の一つ又は複数選択すること。 ※7については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断する。	1 基準水位観測所（豊田）の水位が氾濫危険水位（警戒レベル4水位）（3.2m）に到達したと発表された場合 2 基準水位観測所（豊田）の水位が避難判断水位（警戒レベル3水位）（2.6m）を超えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ① 上記の上流の水位が急激に上昇している場合 ② 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「危険（紫）〔警戒レベル4相当〕」が出現した場合 ③ 上記の上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 3 堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 4 水沼ダム、小山ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始予定の通知があった場合 5 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で、市内河川に「危険（紫）〔警戒レベル4相当〕」が表示された場合 6 浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）で、市域内に「危険（紫）」が表示された場合 7 警戒レベル4「避難指示」の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 8 警戒レベル4「避難指示」の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） ※夜間・未明であっても、1～6に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4「避難指示」を発令する。 ※2については、河川の状況に応じて①～③のうちから、適切な方法の一つ又は複数選択すること。 ※7については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断する。	1 大北川・花園川に警戒レベル4「避難指示」を発令するような状況をその他河川等において確認した場合 ① その他河川で水位が急激に上昇している場合 ② その他河川の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「危険（紫）〔警戒レベル4相当〕」が出現した場合 ③ その他河川の上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 2 堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 3 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で市内河川に「危険（紫）〔警戒レベル4相当〕」が表示された場合 4 浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）により、市域内に「危険（紫）」が表示された場合 5 警戒レベル4「避難指示」の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 6 警戒レベル4「避難指示」の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）
緊急安全確保	警戒レベル5	(災害が切迫) 1 基準水位観測所（磯原）の水位が、計画高水位（5.0m）に到達している場合 2 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で、市内河川に「災害切迫（黒）〔警戒レベル5相当〕」が表示された場合 3 浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）で、市域内に「災害切迫（黒）」が表示された場合 4 堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 5 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるを得ない場合（支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する。） 6 北茨城市に大雨特別警報 浸水害 が発表された場合 (災害発生を確認) 7 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（水防団等からの報告により把握できた場合）	(災害が切迫) 1 基準水位観測所（豊田）の水位が、計画高水位（5.0m）に到達している場合 2 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で、市内河川に「災害切迫（黒）〔警戒レベル5相当〕」が表示された場合 3 浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）で、市域内に「災害切迫（黒）」が表示された場合 4 堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 5 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるを得ない場合（支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する。） 6 北茨城市に大雨特別警報 浸水害 が発表された場合 (災害発生を確認) 7 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（水防団等からの報告により把握できた場合）	(災害が切迫) 1 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で、市内河川に「災害切迫（黒）〔警戒レベル5相当〕」が表示された場合 2 浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）で、市域内に「災害切迫（黒）」が表示された場合 3 堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 4 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるを得ない場合（支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する。） 5 北茨城市に大雨特別警報 浸水害 が発表された場合 (災害発生を確認) 6 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（水防団等からの報告により把握できた場合）